

特別養護老人ホームめずら荘 指定短期入所生活介護事業所 利用料金表

令和7年4月改定

*この表は、1日あたりの料金です。

ユニット型個室(1日あたり)		要支援1 (529)				要支援2 (656)			
所得段階		第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
(居住費の減額負担額)		880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066
(食費の標準負担額)		600	1,000	1,300	1,595	600	1,000	1,300	1,595
利用者負担額	介護費用1割負担分	529				656			
	(各 種 加 算)	124				142			
計		2,133	3,023	3,323	4,314	2,278	3,168	3,468	4,459

※生活保護受給者の方(1段階)は、介護サービス費(介護券に基づく)+居住費(負担なし)+食費(300円)／日となります。

(基本単価)

$$\begin{array}{lcl}
 \text{支援1} & 529 & \\
 + \text{機能訓練体制加算} & 12 & = \\
 \text{支援2} & 656 &
 \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{lcl}
 \text{支援1} & 541 & \\
 + \text{生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位)} & & = \\
 \text{支援2} & 668 &
 \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{l}
 \cdot \text{サービス提供体制加算Ⅰ(22単位)} \\
 \cdot \text{介護職員処遇改善加算Ⅰ(介護費の14\%)}
 \end{array}$$

※ショートステイ利用は制度上30日を限度で利用できますが、それを超えて連続して利用する場合は31日目が自己負担となり、30日超過分が発生します。

※31日以降は要支援1は要介護1の基本単価670単位の100分の75相当、要支援2は100分の93相当の負担となります。